別添２

男鹿地区統合校（仮称）整備事業
事業者選定基準

秋田県

令和８年１１月２５日

目　　次

1. 審査の概要 1
1.1. 審査の方法 1
1.2. 審査体制 1
2. 審査基準 2
2.1. 資格審査 2
2.2. 提案金額の確認 2
2.3. 提案審査 2
(1) 基礎審査 2
(2) 定性審査 2
(3) 価格審査 7
3. 最優秀提案の選定 7
4. 選定事業者の決定 7

1. 審査の概要

1.1. 審査の方法

最優秀提案を選定するための審査の方法は、応募者の備えるべき参加資格要件に関する「資格審査」と、応募者からの提案の内容に関する「提案審査」による２段階で実施する。

資格審査は、応募者の参加資格要件の適格性を審査するために行うものとし、その結果については、以降の提案審査には持ち越さない。

提案審査は、資格審査を通過した者から提出された提案書類等を対象とし、提案金額の確認及び基礎審査を経て適格とされた提案について、提案書の内容の定性的な評価（以下「定性審査」という。）により定性評価点、提案金額の定量的な評価（以下「価格審査」という。）により価格評価点を算出し、それらの合計点（以下「総合評価点」という。）を算定するものとする。

総合評価点　＝　定性評価点　＋　価格評価点

総合評価点は、「1,000 点」とし、定性審査、価格審査の配点について以下に示す。

＜定性審査・価格審査の配点＞

提案審査内容	配点
定性審査（定性評価点）	900 点
価格審査（価格評価点）	100 点

1.2. 審査体制

県は、本事業における最優秀提案の選定において、公正性及び透明性を確保することを目的に、学識経験者等で構成される事業審査会（以下「審査会」という。）を設置している。

審査会は、提案について本事業者選定基準に定める審査基準に基づき評価を行い、最優秀提案を選定する。県は、この結果を踏まえ、本事業の選定事業者を決定するものとする。

なお、審査委員は以下のとおり（敬称略）

（順不同）

氏　名	所　属
長谷川　兼一	秋田県立大学システム科学技術学部　教授
中野　　賢俊	一般財団法人秋田県建築住宅センター　理事長
佐藤　　雅彦	一般財団法人秋田経済研究所　専務理事・所長
経徳　　康之	秋田県建設部営繕課長
佐藤　　嘉彦	秋田県教育庁高校教育課長

2. 審査基準

2.1. 資格審査

募集要項に示す参加資格要件（応募者の構成、構成員の制限、資格要件）の具備について審査を行う。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

2.2. 提案金額の確認

県は、応募者が提示する提案金額が、予定価格以下であることを確認する。予定価格を超えた提案金額を提示した応募者は失格とする。

2.3. 提案審査

(1) 基礎審査

県は、参加資格要件を満たした応募者から提出された提案内容について、以下の点を確認する。

① 参加資格要件を満たした応募者が提出した提案書類等について、指定した様式に必要事項が記載されていること等、書類に不備がないことを確認する。

② 各業務の提案内容が要求水準書に定める要求水準を満たしているか。
提案書等において提案されている内容のうち、要求水準書においてサービス・機能の仕様を定めている事項を対象に、その水準を満たしているか否かを確認する。

確認の結果、上記①及び②の条件を満たしている場合は、「適格」とし、明らかに満たしていないと確認される場合には、「失格」とする。

ただし、その内容が軽微であり、意図したものではなく、かつ、提案内容及び提案金額に大きな影響を及ぼすものではなく、かつ、当該内容のみにより失格とすることが公平性を欠くと認められる場合には、当該提案を行った応募者に対して、参加の希望を確認し、当該応募者が提案金額の変更を行わずに、当該箇所について条件を満たさせることが確認できた場合において、当該応募者を失格としないことがある。

(2) 定性審査

提案書の内容について、次頁以降に示す審査項目ごとに、評価の視点に基づき評価、加点を行う。

定性審査の加点の付与基準は、以下に示す５段階によるものとし、評価に従い各審査項目の配点に対応する係数を乗じて算出するものとする。

なお、点数化の際は、小数点第２位まで算定する。

表 1　定性審査における採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	優れた提案である	配点×1.00
B	やや優れた提案である（AとCの中間）	配点×0.80
C	提案内容が中程である（標準）	配点×0.60
D	やや劣る提案である（CとEの中間）	配点×0.40
E	劣る提案である	配点×0.20

※　定性審査の採点基準は、Cを標準とすることから、全体の標準点は 540 点となる。

【評価項目及び配点】

1） 事業計画に関する事項【135 点】

項目		配点	評価の視点	主たる対象様式
1	事業 コンセプト	50	・事業の目的及び学校施設の特殊性を理解した提案がなされているか。 ・事業目的を達成するため、事業者独自の視点（創意工夫、ノウハウ等）を持った提案がなされているか。 ・上記以外に特筆すべき優れた提案が見られるか。	様式 4-1 （※）
2	事業実施体制及び役割分担	85	・構成員の役割及び責任分担、連携・補完体制が適正かつ明確であり、着実な事業実施が期待できる提案がなされているか。 ・各業務を担う企業及び担当者の実績が豊富であり、優れた工事の実現に資する人員体制の提案がなされているか。 ・県及び学校との連絡、調整が適切にとれる取組方針の提案がなされているか。 ・上記以外に特筆すべき優れた提案が見られるか。	
小計		135		

2） 地域貢献に関する事項【180 点】

項目		配点	評価の視点	主たる対象様式
1	県内企業・人材の活用	100	・県内企業の参加及び活用方策について、具体的かつ実効性のある計画が提案されているか。 ・具体的かつ実効性のある人材の活用方策が提案されているか。	様式 4-1 （※）
2	県産製品及び県産材の活用	40	・県産製品や県産資材の使用や県内企業からの資材の調達について、具体的かつ実効性のある計画が提案されているか。	
3	地域貢献・教育活動	40	・地域の担い手確保・育成に向け、事業期間中に生徒や市民の参加が可能な現場実習・見学などの提案がなされているか。	
小計		180		

※「1）事業計画に関する事項」「2）地域貢献に関する事項」を併せて、A４：3 枚以内とする。

3) 施設整備に関する事項【585 点】

項目		配点	評価の視点	主たる対象様式※
1	基本的な考え方	35	・事業の目的及び学校施設の特殊性を十分に理解した上で、施設整備業務への取組方針について、具体的かつ明確な考え方の提案がなされているか。 ・予防保全や建物の長寿命化を図る視点を踏まえた設計、改修・増築工事について、具体的かつ明確な考え方の提案がなされているか。 ・社会情勢等を起因としたリスクを踏まえ、設計施工期間中の仕様変更等の提案事業費を管理するための適切な手法が具体的に示されているか。 ・上記以外に特筆すべき優れた提案が見られるか。	様式 5-1 (A4:2 枚) ・ 様式 6 (図面集)
2	地域性、維持管理性、環境への配慮	110	・男鹿市の気候特性を踏まえ、生徒及び職員等が快適で安全に利用できるよう、雪害（凍結）、風水害、塩害等への具体的な対応策の提案がなされているか。 ・施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減、脱炭素化に向けて汎用性や耐久性の高い製品の採用等、整備後の維持管理に配慮した計画の提案がなされているか。 ・設備の更新時等に、学校運営に与える影響が最小限になるように配慮した計画の提案がなされているか。 ・上記以外に特筆すべき優れた提案が見られるか。	
3	増築施設建築計画	120	・本事業の目的やコンセプトに合った施設として、生徒及び職員等が安全で快適に学校生活を行うことができる計画の提案がなされているか。 ・各諸室の目的や用途を理解し、使いやすい諸室配置や動線計画の提案がなされているか。 ・生徒及び職員等が安心して利用できるようセキュリティ計画を的確に理解し、十分な検討に基づく計画の提案がなされているか。 ・整備後の修繕・更新の内容、方法及びコスト抑制を見据えた仕様や工法の提案がなされているか。 ・上記以外に特筆すべき優れた提案が見られるか。	様式 5-2 (A4:1 枚) ・ 様式 6 (図面集)
4	改修施設建築計画	120	・諸室用途に適した機能性、耐久性、安全性、利用のしやすさ、デザイン等に配慮した改修仕様の提案がなされているか。 ・整備後の修繕・更新の内容、方法及びコスト抑制を見据えた改修仕様や工法の提案がなされているか。 ・生徒及び職員等が安心して利用できるようセキュリティ計画やプライバシー確保に対して的確に理解し、十分な検討に基づく計画の提案がなされているか。 ・上記以外に特筆すべき優れた提案が見られるか。	様式 5-3 (A4:1 枚) ・ 様式 6 (図面集)

項目		配点	評価の視点	主たる対象様式※
5	安全管理、施工上の配慮	100	・改修・増築工事における適切な安全管理の方針や具体的な対策の提案がなされているか。 ・騒音・振動対策、交通安全対策等、周辺環境への配慮について、具体的な対策の提案がなされているか。 ・工事期間中の学校運営を考慮した、騒音・振動・粉塵の抑制、仮設動線と生徒動線の完全分離等の具体的な対応策の提案がなされているか。 ・上記以外に特筆すべき優れた提案が見られるか。	様式 5-4 （A4:1 枚） ・ 様式 6 （図面集）
6	工程計画	100	・適切な設計業務及び建設業務について、業務着手から開校まで、開校から事業終了までの安全かつ確実な履行に配慮したスケジュールの提案がなされているか。 ・改修工事でのローリング計画において、施工条件を踏まえた学校運営に支障をきたさない施工計画の提案がなされているか。 ・不測の事態が生じた場合に、工程計画を遵守するための適切な対策の提案がなされているか。 ・上記以外に特筆すべき優れた提案が見られるか。	様式 5-5 （A4:1 枚） 様式 5-6 実施工程表 ・ 様式 6 （図面集）
小計		585		

※様式 5 については、対象様式に示す枚数以内で提案すること。

(3) 価格審査

次の計算式に基づき、提案金額から価格点を算出し付与する。価格審査の配点は 100 点とし、小数点第 3 位以下を四捨五入し、小数点第 2 位まで算出するものとする。

＜算定式＞

価格評価点＝１００点　×　（最低提案金額）／（当該提案金額）
・提案審査に進んだ全応募者のうち、提案金額が最低であるものを 1 位とし、価格点の満点である 100 点を付与する。 ・他の応募者の価格点は、1 位の提案金額（最低提案金額）と当該応募者の提案金額（当該提案金額）の比率により算出する。

3. 最優秀提案の選定

事業審査会は最も高い総合評価点を得た提案を、最優秀提案として選定する。また、総合評価点が次順位以降の応募者について、総合評価点の順に従い、次点者、次々点者等として選定することができる。

なお、最も高い総合評価点を得た提案が複数ある場合は、定性評価点の最も高い提案を最優秀提案とする。この場合において、定性評価点に係る評価点が同点である提案が複数あるときは、いずれの提案も最優秀提案とする。

4. 選定事業者の決定

県は、事業審査会による選定結果を踏まえ、最優秀提案を行った者を選定事業者として決定する。

なお、最優秀提案が複数ある場合は、当該提案を行った者にくじをひかせて選定事業者を決定する。